

## 平成 26 年 6 月議会：八尾春雄一般質問

(議長) それでは、次に、12 番、八尾君の発言を許します。

12 番、八尾君！

(八尾議員) 12 番、八尾春雄です。質問に入ります前に、皆さんにお配りしている資料のコピーの作成を議会事務局にお願いしたんですが、極めて際(きわ)でございまして、御迷惑をおかけしたことをまずおわび申し上げて質問に入りたいと思います。申しわけございませんでした。

今回は 6 点の質問をいたしております。

### 1 番目、保育園の園舎増築、建築確認申請を怠ったことについて。

同種のミスを再発させない方策をどのように準備しているのか。町長は何度も弁明の余地がないと謝罪し、町政説明会においても町民に謝罪しておられる。この上は、所定の手続きをとり、正常な運営ができることに全力を傾注し、猛省して再出発をしてほしい。

① 今度の事件の要因は、幾つかの要素が絡み合っただけではないかとも考えられる。しかし、その最大の要因は何か。町長以下、幹部職員の指導力の欠如か、ルーズな事務処理をそのまま曖昧にした職員の体質か、重要書類の管理システムの未構築か、あるいはその他の要因か。原因分析が異なれば、おのずと改善の方向が異なるので、明確にしていきたい。

② 限られた人員、限られた時間の中で各実に仕事をやり遂げるためには、バックアップ体制が必要になる。文書管理の仕組みについて、どのように検討しているのか。重要書類の PDF 化も検討してほしい。

### 大きな 2 番目でございます。中学校給食運営委員会の審議進捗状況について。

今年度の重要な課題となっている中学校給食について、中学校給食運営委員会での審議会での審議が 5 回を数えた。日本共産党議員団も傍聴し、経緯を見守っております。

① これまでにどのような審議がなされたのか、進捗状況と町の評価を簡潔に示されたい。報告すべき事柄や議論すべき事柄が要領よく均等に議論されていると認識しているのか。

② 諮問は中学校給食に関してだが、現行の小学校給食に関する現状についても話し合われている。小学校給食に関する審議は、本来的には学校給食委員会で行われるべきではないのか。出された要望、苦情などを受けとめ、学校給食委員会で結論をまとめてほしい。

③ 主に食育を担当する栄養教員の見解はいかなるものか。

### 大きな 3 番目でございます。町長の知事後援会広陵地区会長就任との報道について。

昨年 7 月議会で貴職に対し、無投票当選であったことを十分に受けとめて今後活動してほしいと要望し、日本国憲法に対する態度をただしたところ、「私も地方公務員として 46 年間、また今は町長として職務を行うに当たり、法治国家である日本の最上位の法律である日本国憲法を遵守することは当然のことであると認識いたしております」との答弁であった。また、「町民にはいろいろな立場、分野、考え方の方がございますので、今後におきましても町長として無投票当選させていただいたことの重みをしっかり受けとめて職務に当たりたいと存じます」とも答

弁しておられます。以上の答弁は、会議録より抽出したものでございます。

①上記紹介した従来の答弁は、今後も維持すると理解してよいか。

②荒井正吾県知事の後援会に関し、貴職が広陵町の責任者となっているとの報道があるが事実か。事実であれば、紹介したみずからの議会答弁と矛盾しているとは思わないか。少なくとも責任者は返上してほしい。

大きな4番目でございます。保育園の体制強化で安心して働きに出かけられるまでに。

病児保育や時間外保育の実施について、その後の検討状況についてお示し願いたい。現状は、近親者で対応できる者がいなければ、急な欠勤とならざるを得ないため、職場の環境は悪化する心配がある。これでは、男女共同参画社会の実現は遠いのではないかと心配になる。その際、体制を強化して現場労働者へのしわ寄せがないようにしてほしい。

大きな5番目でございます。防犯灯のLED化についての町提案について。

4月の区長・自治会長会で防犯灯のLED化について、町から提案と説明があり、それぞれ役員会での検討を進めておられるとのことである。3月末から4月初旬にかけての総会で、平成26年度の予算を決定した直後に、大きな金額の補正を必要とするため進め方はいささか戸惑いを覚える会長もおいでになる。

①申請があれば、5年間で町から補助金を支給するという内容だが、従来防犯灯の設置の初期費用は全額町負担であり、ランニングコストは地元負担ということではなかったのか。初年度の大字・自治会負担が大きいのではないか。

②各大字・自治会の対応はおおむねどのような傾向なのか。

大きな6番目でございます。高田川の土砂撤去について。

3月議会で沢大橋北側段差部分から里合橋南までの川床を下げる工事について質問したところ、本年度から調査を実施しているとの答弁であった。梅雨も近づき、もう梅雨に入りましたが、具体的な対策が必要になっている。

①奈良県からの連絡はどのようなものか。いつから工事にかかるのか。

②他の川床改修についても明らかにしてほしい。

以上のおりでございます。

(議長) ただいまの質問に対し、答弁をお願いします。

山村町長！

(山村町長) それでは、八尾議員さんの御質問にお答えを申し上げます。

まず1つ目の保育園舎増築建築確認申請を怠ったことについての御質問でございます。

議員の皆様方には大変御心配をおかけをいたしております。

議員御質問の保育園舎増築の確認申請の遅滞については、さきに谷議員の一般質問にお答えしましたとおりでございます。さまざまな要因がありますが、園舎増築に当たっての事前調査・準備が不十分であり、関係部署間の連絡調整も十分ではなかったことに大きな要因があったと考えております。

事業の計画に当たっては、事前準備として関係法令の調査、手法の検討、庁内部署・関係

機関との連絡調整等を確実に行うことが必要と考えますので、職員の年齢、職制、さまざまなテーマなどで研修を行い、職員の資質向上を図り、再発防止に努めてまいります。

なお、直近では、6月20日にURサポートの設計技術部長による「公共施設既存建築物における建築基準法確認申請の取り扱いについて」と題して、職員研修の計画をいたしております。このような研修を重ね、職員の知識を高めることが再発防止につながるものと考えております。

また、町の文書の取り扱いについては、文書管理規程に必要な事項が定められており、文書の収受・起案・保存・廃棄等の事務処理を行うために総合文書管理システムを導入するとともに、文書事務の適正化を図るため、各課に文書主任を置くこととしています。

各施設の図面を初め、竣工図書は、この文書管理規程に定められた基準により永年保存に該当し、当該施設のほか当該施設を所管する課、もしくは役場の書庫において個別に保存されています。

昨年11月に、国においては「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、地方公共団体においても国の動きと歩調を合わせ、早急に公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画策定に取り組むことが必要とされました。

これらの計画策定とその後の実施に当たっては、各施設の図面を初め竣工図書が必要不可欠であり、また大規模災害の発生による重要文書の被災を防ぐ目的から各施設の図面等のデータベース化、副本の調製と製本の一元管理化等、今後の公共施設等の維持管理・更新等に係る文書管理の仕組みづくりについて研究を進めてまいりたいと考えます。

**2つ目の中学校給食**は、教育長がお答え申し上げます。

**3番目、町長の知事後援会広陵地区会長就任との報道**についての御質問でございます。

我が国の最高法規である日本国憲法を遵守することは当然のことであり、その認識が変わることはありません。

荒井正吾奈良県知事の後援会の会長として届け出していることはそのとおりであります。

この件につきましては、山村吉由個人としての活動であります。町長としての職務に当たる姿勢は、以前申し上げたとおりであり、今後もその方向に変わりはありません。

国政・県政におきましても、私自身の責任において行動してまいります。

**4つ目の保育園の体制強化で安心して働きに出かけられるまちに**という御質問でございます。

御質問の病児保育につきましては、国保中央病院で実施できないか検討いたしております。5月21日の国保中央病院臨時経営改善会議におきまして、4町での病児保育の実施について副町長から提案いたしております。今後は、他のまちの意向を確認しながら協議してまいりたいと考えております。

なお、病後児保育につきましては、現在、田原本町との協定締結及び実施要綱の整備を進めており、整備でき次第、田原本町の阪手保育園において病後児保育を御利用いただきます。

また、町内におきましても、馬見労務保育園に病後児保育の実施をお願いしており、来年度からの利用を目指し、協議を進めてまいります。

次に、時間外保育につきましては、現在、午前7時30分から午後8時までの延長保育を広陵

西保育園及び馬見勞禱保育園で実施しております。他の4園につきましても、午前7時30分から午後7時までの延長保育を実施しております。本年5月の6園での利用状況につきましては、午後7時までの利用者が22名、午後7時30分までが2名、午後8時までが1名となっております。

また、ニーズ調査では、午後7時を超えて利用希望を回答されたのは、259名のうち8名であり、3%にとどまります。

このことから現6園での保育時間のさらなる延長につきましては、現時点では考えておりませんが、来年4月開園予定の新設保育所では、午後9時までの延長保育を計画されており、町もお願いしてまいりたいと考えております。

**防犯灯のLED化についての町提案についてのお尋ねでございます。**

防犯灯につきましては、地域住民の夜間における歩行者の安全確保と犯罪被害の防止を促進するため、地域住民と一体となって取り組んでいるところであります。

大字区長・自治会長から新規に設置の申請を受けたときは、広陵町防犯灯設置要綱の設置基準に基づき、現地を確認した上、設置の可否を判断させていただいております。

現在、新規に設置する場合の設置費用につきましては、町が全額を負担し、設置後の維持管理につきましては、地元をお願いをしているところです。

今回LED化推進補助事業は、まちの環境、省エネ、点灯器具の長寿命化、電気料金区分の変更による地元負担の軽減等の配慮から実施させていただくものであり、LED防犯灯への交換費用の地元負担を軽減するため、補助をさせていただくものでございます。

補助金の配分方法につきましては、各大字・自治会の防犯灯総数に8,000円を乗じた金額を5年間にわたり、それぞれ各年度均等に配分する予定であります。なお、初年度に全ての防犯灯をLEDに取りかえた場合は、取りかえ費用の負担が一度にかかりますが、電気料金が大幅に安くなるメリットがございますので、御理解いただきたく存じます。

また、現在、町が新たに設置する街路灯や防犯灯につきましては、町施策の一環として順次LEDに切りかえをさせていただいております。

次に、大字・自治会の対応につきましては、LED化推進補助事業に御理解をいただいております。実施に当たっては、区長・自治会長に対し、各大字・自治会において管理されている防犯灯の基数につきまして、報告をお願いいたしましたところ、積極的に御協力をいただいております。早速22大字・自治会から報告をいただき、現在のところ、2大字につきましては、全数交換、2大字につきましては5年間にわたる計画的な交換、18大字につきましては、効率的な交換方法、効果等について検討中であるとの報告をいただいております。

最後に、**高田川の土砂撤去についての御質問**でございます。

高田川の沢大橋から里合橋南までの川床を下げる計画につきまして、県との協議の中で、今年度は橋梁等の河川構造物の調査、または河川の詳細設計について実施されると聞いております。また、河川内の堆積土砂撤去につきましては、広陵町大字中地区内にある中井堰の基礎部調査にあわせて、土砂を撤去されると聞いております。

昨年度実施されました葛城川及び他の河川の堆積土砂撤去につきましても、現在のところ事業の予定がついていないとの回答でありましたが、本町といたしましても、各河川の状況を確認し、今後も引き続き、県と交渉を続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) 八尾議員の**質問事項2、中学校給食運営委員会の審議進捗状況について**にお答えさせていただきます。

中学校給食運営委員会は、現在、研修会を含め、5回の開催を数えます。その間、学校給食に関する方式、建設の費用、ランチルーム、アレルギー対策、用地の確保、先進地の視察などの決定に向けて会を重ねてこられました。小学校給食にかかわる内容については、議員がおっしゃるとおり、学校給食委員会での内容ではありますが、今回の委員会の使命を考えた場合、総合的な見地からの検討が必要であることから、小学校の現状を含め、審議の対象となったものと思われます。また、栄養教員に自校方式とセンター方式の是非を問うと、往々にして自校方式を挙げる人の方が多くあるように思いますが、これはあくまでも個人の意見であり、運営委員会において、よりよい学校給食の方式を慎重審議していただき、まとめていただけるものと信じております。

以上、答弁とさせていただきます。

(議長) それでは、問い1に対しまして、2回目の質問を受けます。

12番、八尾君！

(八尾議員) **1番目の質問**でございます。町長は、第1回目の質問にもあるとおり、弁明の余地がないということで謝罪も行われており、その線でやっぱり反省をされて取り組んでおられるものと思っております。

それで、現時点で何が問題になっているのかということと考えますと、できますという日取りがころころ変わるんですね。最初に言われていた日取りと今言われている日取りがころころ変わるんです。だから一体どうなっているのかと。よく公文書で、非常に難しい公文書があった場合に、どういうふうにするかという、最初、これ私の例ですけれども、自分の力で、とにかくつくれるだけのものはつくって、対応する相手の役所に届けまして、書き損じや遺漏があるかもしれないけれども、それは指摘をして返してくださいと。そうしたらもう附箋だらけですよ、真っ赤になって。ここは訂正印が押していないじゃないか、ここは記入がないじゃないかと、この書類が添付されていないじゃないかと、いろんなことを言うてくるわけですよ。だから、今の時点で必要な書類、この書類を出せばできますというのがちゃんとわかっているはずですから、じゃあ一体どの書類が必要なのかということを確認したらいいですね。それで対応すれば、じゃあ、いつまでにやりましょうということを議会にもお伝え願えれば、それで改められるんじゃないかと思えます。当初、町長はたしか待機児童を発生させたくないという思いから、建築確認がない建物であっても利用したいと、こんな意向を示しておられた時期もありましたけれども、それはやっぱり法令遵守の立場から改められて、反省をしておられると。新聞にも大きく載っております

ので、どうなっているんやということでの批判も受けておられるわけです。だからここはきちんとやるべきことをいついつまでにきちんとやり切って、町の事務が間違いがないと、こういうことが立証されませんと、いつまでたっても引きずると、こういうことになりかねないし、今回は担当の部局以外のところでも、何や町の事務というのは、そんなもんかと、ええかげんなまちやのうという印象になってしまわないかと、その点を心配するものでございます。それで、今の時点でいつから子供たちは、あの増築された園舎で過ごせるのでしょうか。その見込みについて、お示しを願います。

(議長) 答弁。 中尾副町長！

(中尾副町長) 御迷惑をおかけいたしておりますが、今、きのうの答弁でもさせてもらいましたように、いわゆる最終的に 12 条の報告を受け付けをしてもらった後、補正の内容の指示をいただいております。補正の内容といいますのは、先ほど八尾議員さんの御質問にあったような、ここは悪いと、ここはまだ足らんという附箋の意味の補正でございます。それも今、全部整うめどが今つきまして、もう最終の段階に入ってきております。次に、こちらが提出することで、恐らく受けて、これでいいという返事がもらえるというふうに思っております。それがいつかということになるんですけども、それがきのう申しました 10 日、2 週間ということでございますが、1 日でも早く子供が待っておりますので、病気にならないか毎日心配ですので、その分も十分県のほうに内容といいますか、現状を訴えまして御協力をお願いするということを切にお願いいたしております。県も今、全面的に町のほうに協力するという体制で動いてくれておりますので、間違いなくそれまでには、今申しました期日までには必ずできるものという確信を持っておりますので、そこまでしばらくお待ち願いたいと思います。

(議長) 12 番、八尾君！

(八尾議員) そうすると議会の答弁ですから、副町長、ちゃんとしっかり守っていただく以外に身の立てる道がないと、こういうことになりかねませんから、要注意でございます。

質問のところに PDF というのを書いております。これは、パソコンの言ってみれば写真ですね、簡単に言ったら。写真を撮りまして、パソコンのサーバーの中に保管すると。事情を御存じの方はわかっておられるかと思えます。地震とかが起きたらいかんので、そのサーバーが壊れたらいかんので、もっと別のところにバックアップシステムといいまして、そのコピーを自動的につくるような仕組みも大企業などではやっているようでございます。だから、職員の皆さんも 2 年、3 年とたつと、特に前の町長のときはひどかったですけども、「いってもうた」とか言うて、急に「えっ」とか言うて起こったですね、割方ね。だから、重要書類について、これは管理基準で A ランクなのか、B ランクなのか、ちゃんと管理基準をつけまして、PDF に名前をつけまして、番号をつけまして、何年保管なのかとちゃんと書きまして、担当は誰なのかというのをちゃんと書いておきまして、新たに着任したときには、例えば自分の担当の PDF は何枚あるのかな、100 枚あると。じゃあ、この 1 週間で全部見ようではないかということをやちゃんと担当する職員が認識していれば、いざとなればコピーで出てくると。ただ、役所というのは、原本主義でございまして、原本そのものがなかったら手続ができないと、こういう世界でもあります。だけれども、トラブル

が発生したときに、写しでもあれば、まだましなときがありますやんか。そういうことをちゃんと研究してもらわないとあかんで、恐らく他の自治体でも似たようなことをやっているんじゃないかと思えますけれども、その点どうですか。

(議長) 中尾副町長！

(中尾副町長) 全くそのとおりだと思います。今現在のやり方としましては、直近のここ二、三年前からの方法としましては、設計図書を発注して、成果品として図面を提出してもらうときに、加えてその図面をCD化して、CDとして保管を都市整備課のほうで今やっております。ですから、最近の建物は皆そういうふうにして保管をしておりますので、今後は、それを続けていくということにしようということも担当課とは確認しております。それとただ、その職員も変わりますので、そういう部分は、ここでやっているということを決めて、一元化していこうということも課題になっております。それも近々決めていきたいというふうに思っておりますので、今後はそういう体制をとるといって御安心いただきたいと思えます。

(議長) 答弁漏れありませんね。

次の質問に移ってください。

12番、八尾君！

(八尾議員) かつて放火などということもありましたので、そういうときにも耐えられるような仕組みづくりをぜひお願いします。

2番目にまいります。

**中学校給食に関する件**でございます。

広陵町中学校給食運営委員会設置条例の第2条に、こういう文言がございます。「運営委員会は、町長の諮問に応じて、中学校における給食の実施方式、実施場所及び実施時期並びに、その他中学校給食に関する重要事項を調査及び審議し、その意見を町長に答申する」とこういうふうになっています。私は何も現在行われている小学校給食を題材にして、議論すべきではないなどとやばなことを言っているわけではありません。現実に展開されている給食の中身から出発をするというのは、正しいやり方だと思っております。ただしそれは、町長の諮問に応じて、中学校給食について返事してくれやと、こういうふうに言っているのに、答申が、小学校給食に関する答申がもし出てきたら、これちょっと理屈に合わんことになるんですね。担当しているのは、どこかといったら、学校給食委員会があるから、そら学校給食委員会のメンバーからしてみたら、「えー」ということになりかねない。私らのほうに責任があるというふうに町長が今まで説明しておきながら、中学校給食の運営委員会の側の意見を採用するんですかということになりかねないわけです。だから、承るのは、承った上で、それは学校給食委員会のところで議論をしていただきたいと、こう思うわけです。その上で、私が感じるのは、**傍聴して感じるのは、運営委員会の議論がセンター方式に偏っているのではないかと心配している点**でございます。狭山の給食センターの係の方においでになってもらって説明をいただいたようがあります。ところがその方は、自分は自校方式の経験がないので、自校方式とセンターを比較検討することはできないんだと、こんなことも言っておられたようです。それで、自校方式でどこ

か視察に行くところはないのかということをお話を聞いておられるかと思いますが、この間の5月21日の運営委員会では、たしか松原の給食センターを見に行こうではないかと。それで何とか最終的な答申をまとめようではないかというお話をされているのを私、傍聴して聞いております。ということになりますと、自校方式について、説明も受けなければ、現地に視察研修も行かない。そんなおかしなこと、バランスを欠いたやり方はあるのかと、こういうことになります。そこでお手元にお配りしたのが、箕面市の報道資料でございます。箕面市では、全ての市立中学校8校において、給食の導入を決定しました。調理方式は、それぞれの学校で調理する自校調理方式とし、平成24年9月から小中一貫校で2校で、平成25年9月から残る6校でスタートします。つまり現時点で8校は既に自校方式の調理を中学校給食を実施しておると、こういうことになります。なぜそういうことをしたのか。採用した自校調理方式は、他の方式と比べて、食べる直前まで調理でき、適温でおいしく食べられる。食物アレルギーの対応にも最もすぐれている。各校に給食室があることで、食育の生きた教材として活用できることなどにすぐれており、これらのメリットを最大限生かした中学校給食を展開していきます。大阪府が創設した新補助金を活用し、自校調理方式で、全ての市立中学校に給食を導入するのは大阪府内で最速となりますと書いておられます。現地の共産党の議員さんにも問い合わせをしてみました。2008年の市長選挙で倉田さんという市長さんが、私は子供の支援活動をもっと市の基幹に据えるべきだと、大事なところへ据えるべきだと、こういうことで通られたようでございます。共産党の方も実は立候補されたんですが、残念ながら当選しなかったからよほど人気があったんだと思います。その箕面市の上のところ、小さな文字で書いてあります。「子育てしやすい日本一宣言」と、こういうふうに書いてあるんですね。だから市長さんのテーマなんだろうと思います。それで熱心にされまして、自校方式がこういうことになっていると、こういうことについて、やっぱり今度のいきなり松原のセンターに行って、じゃあ、最終的に決めましょうかというのは、余りにひどいやり方ではないのかと、自校方式も、なぜこんなことになったのか私も今調べている限りでしかわからないものですから、教育委員会でも調べていただいて、運営委員会でも提起をしていただいて、現地の視察研修もしていただいて、あるいはその担当者のお話も承って、十分にバランスよく検討していただいて、それで最終的な結論をまとめたらいいですけれども、審議の途中で、まだ結論も出ていないのに、私はセンターがいいと思っているんですけれどもという方が割にたくさんおられまして、自校方式の勉強もしたいなど、こういうふうに言っておられる委員さんもおられたのではないかと思いますけれども、これどうでしょうか。説明を受けるなり、現地に視察研修に行くなりということを検討していただいけませんか。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) 今の自校方式の話でございますが、これは以前、運営委員会の中で、ある運営委員さんからセンター方式の一方的なそういう説明ばかり聞いているので、自校方式についてのその視察、またメリットというような形の資料なり、現地視察をお願いしたいという意見はいただいております。その関係で、前回は松原のセンター方式を見に行かせていただきましたが、自校方式のいいところを事務局のほうで探していたという状態でございます。今回、箕面市と

いう形のこの資料をいただきましたが、事務局の中でもやっぱり県内で中学校の自校方式を1年ぐらい前にされたという中学校も探しております。その辺の中学校にも以前からちょっと連絡をとらせてもらって受け入れをしてもらえるかということで、向こうのちょっと仮の了解はいただいているという状態でございます。その辺も含めまして、委員さんのほうから意見も出ておりますので、この辺の自校方式についてもやっぱりメリット、またそういう視察ということも今後十分考えて、この結論を出すまでには、それを実施したいと思っております。

(議長) 12番、八尾君！ 3回目です。

(八尾議員) 3回目は2つお尋ねをします。

栄養教員さんの意見ですが、往々にして、これ個人の見解だと、こうありますが、きょうお手元に広陵民報の第26号というのをお渡ししております。この中の裏面に、日本栄養士会は、学校給食をどのように位置づけているかという公益社団法人日本栄養士会のホームページからの抜粋を書いております。栄養士会は、7つの分野に分かれているということは前回の議会でも答弁をいただいております。もし個人の見解だというふうに言われるんだったら奈良県の栄養士会の学校給食の栄養教員の会のほうにお問い合わせいただいて、果たしてこの間、先生が言われたことが個人見解なのか、それとも栄養士会としての認識なのか、確認をして対応していただきたいなど、こういうふうに思うのが1点でございます。

それから、委員長から会議中に傍聴人に対して御注意申し上げたいということで、傍聴人中で運営委員の人と懇談をした人がいるけれども、圧力をかけるかのようなやり方で容認できないと、そのようなことがあるんだったら、今後傍聴を許さないというような御発言がありました。町の認識をお伺いします。

(議長) 松井教育長！

(松井教育長) さきの質問の栄養士会には、また確認をとりたいと思います。

それと、さきの委員長の発言の件でございます。これにつきましては、委員長が発言された根拠といえますか、それにつきましては委員長に対して、訪問を受けた委員さんのほうから委員長に対してのそういうお願いがあったというものでございます。これにつきましては、文書で委員長のほうに寄せられたということで、この辺の書かれている内容につきましては、私たちは広陵町議会議員より推薦されて、広陵町の子供たちにとって、どのようにするのが一番いいのか一生懸命考え、委員会の場で発言をすることが課せられた任務だと認識しておりますということで、議会のほうから推薦された委員であるということの認識と学校給食に対して一生懸命考えているということで、こういう会を重ねてこられているという中であって、突然議員さんが訪問されたということで、その委員にとっては、やっぱり戸惑いと不安といえますか、その辺があるということで、それに対しては、委員長に少し自粛するような形をお願いしてほしいということで、それを受けて委員長がああいう発言になったという経過でございます。

それと傍聴の件につきましては、それは条例の中の抜粋の中で第6条の4項でもありますが、委員長が認めた場合については、必要な場合は、委員以外にも発言とか、そういう資料の提供というものもすることができるという部分がございます。委員長、その辺は説明がちょっと抜け

ていた部分がございますが、そういうことを含めて、委員長が発言したという形でございます。特にお願いする部分については、やはり議会から推薦を受けた委員さんでございますので、そこで一生懸命会議に臨んでいただいているという中で、新たにそういう形での接触ということになりましたら、どうしてもやっぱり不安といいますか、今後の戸惑いというか、その辺も委員さんの中には生まれてくるということで、今後の発言についてもちょっと躊躇するということの発言も出ております。この辺も含めまして、お互い中学校給食を実施するということで進んでおりますので、その辺、議員さんにもちょっとその辺は自粛していただくということでかわりにお願いしたいと思います。私のほうからもお願いさせていただきます。

(議長) 次の質問に移ってください。 12番、八尾君！

(八尾議員) 3番目の質問でございます。

結局、私は個人でやっているんで、町長としてやっているのと違いまっせと、だから自由にさせておくなはれと、こういう答弁でございます。しかし、周りの人はそんなふうに思いませんよ。山村吉由さんから頼まれたら、ああ、町長が頼んではるねんなど。あなたのお友達、あるいはあなたが所属している団体の皆さんに、荒井さんの応援をしたいと思うので、協力してもらえませんかということをするわけですよ。しかし、その責任者というのは、ぐあいが悪いと思うんですけども、再考していただけないでしょうか、どうでしょうか。

(議長) 山村町長！

(山村町長) 最初に答弁申し上げましたように、個人の立場でさせていただいております。ただ、町長という肩書があることは紛れもない事実でございますので、そのことをしっかり踏まえた上で、対応をしていきたい、行動をしていきたいということでございます。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 町長選挙のときに、たしか自民党の支部の方から推薦はいただいたけれども、自分はポスターにもそのようなほかのチラシだとかにも表示はしておらないと、それは配慮をしておるんだと、こういうことなんです。ところが実際には、こんなふうに新聞の記事ですけども、こういうふうに書いてあります。知事後援会は各市町村にあり、奈良市、生駒市、両市を除いて、市町村長が代表者や顧問を務めている。市町村後援会は活動の度合いに濃淡はあるが、知事の県政報告会を催すほか、選挙で応援する立場になるというのが新聞の報道です。その中で仲川奈良市長が態度を変えまして、奈良市の責任者になられたことが非常にこのセンセーショナルに取り上げられたわけでありまして。だから、時たま町長は寺戸で長靴を履いて田んぼに入っておられるのを私、時々お見かけしますけれども、あのときだって、私、農民ですよと言っておられるのかもしれないけれども、あれ町長でっせ。そんな町長の肩書、袴を全部脱いで、全く個人ということはありません。議員でも同じですよやんか。夜寝ているときだって私ら議員でっせ。いざというときには、駆けつけなあかんの、あんた何しとったんやと言われる立場ですよやんか。だから、そういう点は相手の側に与える影響力ということも考えて、考慮していただく必要があるなということだけ指摘をして、これ以上は質問はしないでおきます。

第4番目に移りたいと思います。

保育園のことでございます。いろいろと質問した後に、病児保育のことで取り組みをいただいたようにございまして、大変うれしく思っております。広陵町で病児保育をやる保育園ができれば、もっといいわけですから、近隣でそういうことをやりましょうという保育園があらわれたら、ぜひ町として指定といいますか、認定をしていただいて、我がまちの子供たちもいざとなれば預かっていただけるようにしてほしいなというふうに思っているわけでありまして。

それで、ここに平岡町長の時代ですが、広陵町次世代育成支援行動計画というので、後期計画というのがあります。平成 22 年から 26 年度までの目標数値が書いてあるんですね。ここには延長保育の目標数値も出ているんです、御存じですね。平成 20 年度の現行では、30 分の延長が 6 カ所で 140 人、これが平成 26 年度の目標は、どれだけふえるか。6 カ所で 130 人、10 人減るんですね、目標数値が、町の計画ですよ。それから延長 1 時間 30 分というのが 2 カ所で 20 人、これが何人にふえるかと。これが何と 2 カ所で 20 人、変わらんですよ。それで、町のほうからいただいた資料に、こういうのがありますね。子ども子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査報告書、3 月に出していただいたのがあります。これの 13 ページに、延長保育のことが書いてあるんですけれども、一番何時間預けておられますか、現実に。6 時間が 60 で 23%、8 時間が 53 件で 20%、10 時間が 50 件で 19%、それから 11 時間になりますと一気に 3.1%、答弁書のとおりなんですよ。それでよく考えてほしいんですけれども、大阪で正社員で働いている女性がおられるとするでしょ。8 時から預かりましょうというふうに言って、9 時に何とか会社に到達したと。9 時からだったら 1 日 8 時間ですから、18 時まで仕事をするわけですよ。えらいこっちゃ、帰らなと言うて、19 時までには保育園にたどり着いて 8 時から 19 時ですから、11 時間ですね、なりますわな。だから、この 3%というのは、どういう数字かという、現在の広陵町の保育の仕組みでは、そういう大阪で正社員として働こうと思ってもできないと。ニーズがないと言えどもそれまでもかもしれませんけれど、そういうことができるのかどうかの案内もなかったのではないかと、こんなふうに思ったりしているわけです。それで女の人が外に出て働くということをやっぴり促進する必要があるんですが、学童保育にしても保育所の待機児童の解消の問題にしても、報道ではどんなふうになっているかという、結局つづけられないので、出産と育児でもう退職すると、こういう選択肢しかなくなると、こういうことになるんじゃないかと。それで女性の幹部職員が登場するのもなかなか出にくいと、こんなトーンでなっているんです。奈良県は、以前にお示しましたように、大阪に通われる方が多いものですから、その分だけ男性の家事分担が非常に少ないですね。女性がだから、家に縛りつけられると、こんなことになるんですが、女性の方にもぜひ外に出ていただいて、しっかり働いて、自分のお給料をもらって、自分自身の自己実現も図りながら、税金の面でも住民税やら固定資産税の面で、広陵町の財政に貢献をしていただくと、こういう考え方のやっぴり発想の転換をするべきじゃないかと。そうすることで、今人口が減るんじゃないかといういろいろ心配していますけれども、まだ子育てのしやすいまちというので、平成 24 年の 8 月から中学校卒業までの医療費の無料化ということを広陵町、他に先駆けて幾つかやっていたんですけど、やったわけですから、そういう意味でイメージがいいわけですから、そこらあたりで、今回保育園のことでよろしくないことも報道されま

したけれども、これをむしろ逆に力にして、今度は保育のことだったら広陵町に任しておいて安心だと、こういうふうにやっぱりするのために、もっと提起をしてもらいたいと、こう思うんですけども、子ども子育て支援活動でいろいろ取り組んでおられるんですけども、どういうふうになりましょうか。見直しをお示し願いたいと思います。

(議長)宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) 今、議員がお示しいただいたのは、幼保の関係の利用をしておられる方の統計資料ということで、幼稚園と保育所の両方の方でございます。それでも事実、そういう統計としては出ております。ただ、18 ページのほう、どういう利用を希望するかというところになってきても、やはり 19 時までが一番多いのかなというのも事実かと思えます、希望者としても。ただ、それで、そうしたら 19 時まででいいのかということでは当然ないと思えますので、しっかりと保護者の方の御意見、または要望等考えさせていただいて、今後検討させていただくということで御理解いただけたらと思えますが。

(議長) 12 番、八尾君！

(八尾議員) 新聞記事で申しわけないんですけども、社会学の学者で上野千鶴子さんという、ジェンダーのことで有名な学者の方がおいでになります。それで、まとめて言いますけれども、男性に家事の分担はないのかと私は言いたいということを盛んに言っておられるわけです。そういえば、自分自身にも手を当てて反省してみないとかん点はたくさんあるんですけどもね。だから、そこらあたり世の中一遍に変わりません。少しずつ変わっていくだろうと思えますけれども、彼女はこの中で、「子育てを分担しない日本社会」というテーマで書いておられます。こういうことがいつまでも続くと、安倍首相は女性の力を生かさなあかんと言うて、配偶者控除をなくして、また増税に向かおうかと、こんなことまで言っておるわけですから、それはちょっと話が違いますよと、ちゃんと安心して働けるまちにしてくださいというのが趣旨であろうと思えます。

それで、子ども子育て支援のスタートなんですけれども、これ実務、かなり難しいですね、部長ね、頭ひねっているんじゃないかと僕は心配しているんですが、いつからスタートするんですか。具体的な指示、いつまでに何をどうしようと、今回条例で何か出てくるんじゃないかと思っていたんですけども、出てこないんですよ、ちょっと遅れましたね。遅れを取り戻すためにどうするんですか、ちょっとその点聞いておきます

(議長) 宮田福祉部長！

(宮田福祉部長) 申しわけございません。この新制度としては、平成 27 年 4 月 1 日になります。条例、今回当初 6 月議会に上程ということで、以前も御説明をさせていただきました。ただ、国のほうから示される部分が 6 月議会直前に示されてきたもので、今後すぐに上げるということではできません。当然庁内での検討、または子育て会議で検討していただくと。その結果、どういう町として条例になるのかということになってきますので、9 月議会には上げさせていただきたいというふうを考えております。条例については、そういう形で上程をさせていただきます。

(議長) 12 番、八尾君！

(八尾議員)いろいろ問題のある法律のようですから、十分私たちも注意して議論に参加したいと思います。

**LEDでございます。**

新規に設置する場合は、町が全額負担しますよと、こんな答弁でございました。今、設置されている防犯灯の球を変えとか、あるいは仕組みを変えとかということについては、そうすると自治会が負担をして更新をしてくださいねと、5年間にわたって援助すると、こんなことなんです。球だけ変えて動かないでしょ、LEDね。そっくりやっぱり仕組みからごそつと変えなあかんわけですから、仕組み自体は新規につくると同じなのではないかなと、こんな気がしているわけです。

それで、私の住んでいるところで、今度日曜日に臨時総会がありまして、補正予算を会長さんがつくられて、90万円、大きいお金ですね。後からちゃんと電気料金が少なくなるので、ちゃんとペイするやないかと言う人もありますけれども、金額が大きいものですから。それもね、4月のいつからかな、自治会の総会をやったところなんです、自治会長さん。かわった一気に最初、区長・自治会長会に行き行って聞いた話が、「いや、こんだけ金かかりますねん」、「えー」とかいうことで、頭ひねって90万円の補正予算をつくらせて、もう提起するんですね。住民の方がどういふふうで反応されるのかということはあるにしても、金額が大きいんですけど、大体これ、今の防犯灯でいく場合と、どの程度の差になるのか、改修がどの程度の見込みをしておられるのか、何年ぐらいもつのか。それから途中で壊れた場合、故障した場合の対応などについて説明をお願いしたいと思います。

(議長) 村田危機管理監！

(村田危機管理監)お答えをさせていただきたいと思います。

八尾議員おっしゃいますように、地元自治会長さんにつきましては、4月17日の総会のほうで、町のほうとしてはこのLED化を進めるということを申し上げました。以前、私総務課長を兼務いたしておりましたときに、地元の自治会長さんのほうには、その現在の修理代、あるいは電気代について御報告をいただいております。そして将来的にLEDにその結果を見て、将来的にLEDに変えていくというような方針を既にさせていただいておったわけですが、本当にこのたびちょっと連絡がくれましたことを本当に申しわけないと思っております。申しわけないですが、臨時総会のほうをちょっとよろしく願いをいたしたいと思います。

それで、今おっしゃっております効果でございます。今現在、広陵町内で防犯灯のほうで2,800灯でございます。町内の電気代のほうにつきましては、約年間800万円程度お支払いをいただいております。これをLEDに交換をしていただきますと、1基当たりのその料金ですけれども、蛍光灯であれば241円がLEDになります135円ということで、定額料金で下がるわけなんですけれども、それからいきますと、年間で約350万円が軽減されるということになるわけです。年間350万円といえますと、10年で3,500万円ぐらい下がると、その効果があるということでございます。

一方、そのLED化に器具を入れかえる初期費用でございますが、大体大字によって、随契

でその業者に頼んでおられるところは1万5,000円程度でいけるんですけれども、1基だけを変えらるということになれば、やはり2万円程度、いろんな機種がございますので、変わってくるんですけれども、大体私も聞いておりましたら1万6,000円ぐらいが平均ではないかなということで試算いたしますと、2,800基をその1万6,000円で交換いたしますと、約4,500万円の初期費用がかかると。年間の修理代のほうを以前報告いただいておりますので、年間約250万円ぐらいかかるというようなことの報告を受けてございますので、10年間でやはり2,500万円のその修理代がかかると、普通の蛍光灯であれば、10年で2,500万円ぐらいの費用がかかってくるということで、10年で換算いたしますと、当初、先ほど申しあげました設置費用4,500万円に對しまして、その削減される電気代というものは、先ほど申しあげました3,500万円と修理代の2,500万円でございますので、合わせて6,000万円が削減されるというような計算になりますので、10年ベースで考えますと、4,500万円と6,000万円ですので、1,500万円等の軽減が図れるということになります。ということで、そういうことでちょっとよろしく御理解いただけますようよろしく願いいたします。

(議長) 12番、八尾君！

(八尾議員) 捕らぬ狸の皮算用にならんように1件1件吟味して、異論のないようにしたいと思いますけれども、途中で5年ぐらいたったときにでも、また点検する必要があるかもしれません。6番目にいきます。

**高田川の土砂の撤去についてです。**

住民の方から御相談をいただいているのは、葛城川の土砂がすきとられましたので、一体高田川のほうはいつになるのかと、こういうことが多いようでございます。去年の9月の台風のときには、現場に都市整備課の係の方と私鉢合わせをしまして、雑木にごみがひっかかって水量もかなり伸びておりました。あのままふえたのでは、堤防が決壊するかなのような、ちょっと不安になりまして、近所の方ものぞきにきておられたわけです。状況があちこちで異常気象ということで、一時に降るといことがありますので、対応がどこまで持ちこたえられるかという、こういう問題になってこようかと思えます。協議もしていただいて、これどういうふうに周知するかですね。今、私、こうやってお尋ねしてお答えいただくから、私、お問い合わせいただいた方には一応返事しますよ。だけど、まだ確定もしていないのに、いつごろからやりますなんて勝手なこととは言えない、県の川ですから。だから、そこらあたり町がちゃんとそういう不安があるので、早いこと土砂を撤去してほしいという要望をしておりますと、今調査してますと、協議しているんですということを何らかの方法で近隣の住民の方にお伝え願えないと、ちょっとおさまらんのじゃないかと思えます。この点どうですか、やっていただけますか。

(議長) 北橋事業部長！

(議長) 議員御心配の件ですが、日ごろから町としては、県に對しまして、各河川の土砂撤去ということで要望はさせていただいております。今回の高田川の件につきましては、昨年度にボーリング調査、予備調査ということで進めたということです。今年度は、先ほどの答弁にもございましたように、河川構造物の調査、あるいは詳細設計ということを予定してくれているようで

ざいます。それで、その辺の周知、いつごろというものはっきりその明確に県からの回答をもらっていないというのが現状でして、町のほうから県に対して、ことしの予定はどうか、来年の予定はどうかということでお聞きしていますが、返ってくるのがこういうふうな大まかな調査をやるということで、それがいつごろという具体的なものがいただいております。ただ、おっしゃっているように急な増水等状態を見れば危険であるというのも私どもも水害のときに出向いたときに確認しておりますので、その辺は要望はいたすのですけれども、いかなせん構造物がありますので、その辺の調査をしないと、床を下げるにしても、どこまで下げているのかというのができませんので、まず調査に入るということで、今調査をやっているということでございます。

それと地元に対してのその辺の説明の件なんですけれども、その辺は町のほうから具体的な工程というか、内容詳細ですね、再度県なり土木事務所になるんですけれども、確認なりをして、また地元の区長さんを通じてでも機会があれば、そういう資料がというか、はっきりした日程的なものがつかめばお話もさせていただきたいと、そういうふう考えております。

(議長)12番、八尾君！

(八尾議員) ぜひ大字の区長さんですね、役員会でもちゃんと報告ができるように区長をぜひバックアップしてほしいなと、こう思っているわけです。実は大野で以前区長されていた植村彦一さんという方が亡くなりまして、私、お葬式にちょっと寄せていただいたんですが、弔辞の中で、高田川の河川の氾濫の心配をして尽力されたということを紹介をしておられました。私、直接お会いしたことはあるんですが、詳しいお話を聞く機会がなかったものですから、もったいないことをしたなという気がいたしております。今、部長が言われたのは、そのとおりだと思うんですけれども、要は大事なことは何やというたら、いついつから工事が始まるという確定したことは言えませんが、県のやることですから言えませんが、申しわけないけど。だけど、町としては、この状態をこのままにしておくと、この川が氾濫するということはもうはっきりしているの、もうこれはあかんよということで、言うているということだけちゃんと説明してください。

(議長) 以上で、八尾君の一般質問は終了いたしました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。